平成２４年（フ）第３９２号
東京都東久留米市中央町５丁目13番３号セントラルハイツ202
債務者　樋森　輝江
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５５７号
横浜市南区南太田４丁目23番５―101号
債務者　見目　　恵
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８１７号
横浜市中区上野町１丁目12番地
債務者　能宗　政光
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９３６号
横浜市中区長者町１丁目１番地３　209号室
債務者　林　　忠人
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９４８号
神奈川県藤沢市長後1183番地の８
債務者　廣瀬　龍二
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１００４号
横浜市磯子区洋光台２丁目16番28―309号
債務者　松原　洋一
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８４９号
静岡市葵区水落町11番８号
債務者　安部　節子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３２号
愛媛県八幡浜市保内町川之石６番耕地27番地
債務者　小松　智弘
1　決定年月日時　平成24年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前10時30分
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第７９３号
横浜市南区中村町１丁目40番地
債務者　喜屋武　剛
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７９４号
横浜市南区中村町１丁目40番地
債務者　喜屋武幸子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８５０号
横浜市神奈川区東神奈川２丁目44番地22　リヴシティ横浜東ベイサイド803号
債務者　神谷愛美子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８７２号
神奈川県大和市福田３丁目10番地３　コーポアタカＡ201
債務者　赤穂　康彦
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８７３号
神奈川県大和市福田３丁目10番地３　コーポアタカＡ201
債務者　赤穂　朝子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４５９号
横浜市港北区小机町1223番地３ファミールガーデン横浜小机弐番館304
債務者　江連　順子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９１２号
横浜市泉区中田南３丁目28番42―108号
債務者　畠山　美沙
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９７４号
横浜市港南区最戸１丁目18番16号　三和荘202号
債務者　藤田　薫子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部